

安全キャビネット等点検業務委託仕様書

本仕様書は、明石市（以下「委託者」という。）が委託するバイオハザード対策用クラスⅡキャビネット（以下「安全キャビネット」という。）等の保守業務の仕様を定めるものであり、受託者は本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

1 業務の目的

あかし保健所における安全キャビネット・ドラフトチャンバーについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、労働安全衛生法等の規定に基づき、機器の適正な使用に必要な専門業者による保守点検を実施することで、未然に事故やトラブルを防止し安全性を確保することを目的とする。また、クリーンベンチについては法定の定期自主点検は必要ないものの、試薬調製に高度な清浄度が要求されるため、専門業者に委託して実施するものとする。

2 業務場所

明石市大久保町ゆりのき通 1-4-7（あかし保健所 5 階検査室）

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日

4 対象機器及び数量

機種	型式	製造者	数量	設置場所
安全キャビネット	NSE-1200ⅡB2	ダルトン	1 台	遺伝子抽出室
ドラフトチャンバー（低風量型）	DFA20-AA15	ダルトン	1 台	理化学検査室
ドラフトチャンバー（上置湿式）	DFC-14-KC-15	ダルトン	1 台	理化学検査室
ドラフトチャンバー（卓上フード）	DFD31-BV18	ダルトン	1 台	理化学検査室
クリーンベンチ	SC-10BGB02	ダルトン	1 台	試薬調製室

5 業務内容

（1）安全キャビネット

ア 滅菌処理

キャビネット内部の微生物汚染を除くために、JIS K 3800 の記載内容に従って、ホルムアルデヒド燻蒸を行う。

イ HEPA フィルタ、プレフィルタ交換

当該安全キャビネット標準の未使用の HEPA フィルタ、プレフィルタに交換すること。HEPA フィルタ、プレフィルタは安全キャビネット製造者（以下「製造者」という。）の純正部品であること。

ウ 以下に示す性能検査を実施すること。

- ① HEPA フィルタリーク検査
- ② 風速測定検査
- ③ 清浄度検査
- ④ 気流方向検査

⑤ その他、各部点検と動作確認

(2) ドラフトチャンバー

有機溶剤中毒予防規則第 20 条又は特定化学物質中毒予防規則第 30 条に規定された定期自主検査事項について、検査を行うこと。また、各装置が正常に作動するよう保守点検を行うとともに、調整、清掃、洗浄等を行うこと。

(3) クリーンベンチ

ア HEPA フィルタ交換

当該クリーンベンチ標準の未使用の HEPA フィルタに交換すること。製造者の純正部品であること。

イ 以下に示す性能検査を実施すること。

- ① HEPA フィルタリーク検査
- ② 風速測定検査
- ③ 清浄度検査
- ④ 気流方向検査
- ⑤ その他、各部点検と動作確認

6 点検日時

点検の日時については、事前に協議して定める。

7 提出書類

受託者は、契約締結後 7 日以内に作業工程表を提出しなければならない。

受託者は、業務を完了したときは、次の書類を委託者に提出しなければならない。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 業務完了届

8 委託料の支払

受託者は、業務を完了したときは所定の手続きに従って委託料の支払請求をし、受託者は、その請求が適正であると認めた場合、請求のあった日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

9 情報の管理

受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。また、本業務を遂行する以外の目的には使用してはならない。

10 特記事項

- (1) JACA（日本空気清浄協会）の安全キャビネットの現場検査技術研修セミナーを受講し、十分な知識と経験を持った者 1 名以上が作業すること。
- (2) 対象機器についてこれまでにメンテナンス実績がある者 1 名以上が作業すること。
- (3) 作業に必要な機器等は、受託者の負担とする。
- (4) 作業に伴い発生した廃棄物は、受託者の負担により適切に処分するものとする。

(5) 点検の結果発見された不具合の是正および劣化部品の交換は協議の上、別途見積書にて対応するものとする。

11 その他

仕様書に明記のない事項及び不明な点については、別途協議する。